

町県民税申告について

受付期間：1月23日(月)～3月15日(水) ※土日祝日は除く

受付時間：8時30分～17時15分

受付会場：須恵町役場1階 税務課窓口(6番窓口)

※町県民税申告には事前予約は必要ありません。

町県民税申告か確定申告か判断できない場合は、申告に必要なものをご持参のうえ、税務課窓口までお越しください。

申告が必要な人

所得税の確定申告が必要ない人も、収入がある場合は、町県民税申告が必要です。

- 所得税の確定申告が必要ない人で、個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金、損害保険の満期返戻金などの受け取りがあった人。
- 所得税の確定申告が必要ない人で、町県民税の配偶者控除や扶養控除、生命保険控除、医療費控除などの控除を適用する人。
- 収入がない人で、町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人や、児童手当や児童扶養手当を受給または保育所などの入所申請をする人、所得(非課税)証明書が必要な人。

※給与以外の所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている人は、町県民税申告の必要はありません。

※公的年金等に係る所得のみの人は町県民税申告の必要はありません。

(ただし、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除内容を適用する人は町県民税申告が必要です。)

申告に必要なもの

確定申告お知らせがき、利用者識別番号通知書(16桁)をお持ちの人は必ず持参してください。

本人確認ができるもの(写し可)

- 申告者本人のマイナンバーカード(両面)
- 扶養親族などのマイナンバーがわかるもの
※マイナンバーカードを持っていない人は、個人番号確認書類と身元確認書類の写しをお持ちください。
 - 個人番号確認書類…個人番号通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)のうちいずれかひとつ
 - 身元確認書類…運転免許証、パスポート、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、在留カードなど

所得を証明するもの

- 源泉徴収票(給与・年金)、支払調書(報酬など)
- 給与や公的年金以外の人は、収支内訳書もしくは帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書
- 支払証明書(個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金など)

控除を証明するもの

- 生命保険や地震保険の控除証明書
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険や国民年金の社会保険料控除証明書または領収書
- 医療費控除などを受ける人は、医療費控除の明細書(領収書は必要ありません)
※医療費控除の明細書をあらかじめ作成していない場合は申告受付できません。
- 医療費控除の特例を受ける人は、一定の取り組みを行なったことを証明する書類や領収書(レシート)など
- 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領証明書など(ふるさと納税分も含む)
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳、療育手帳や障害者控除対象者認定書

その他

- 所得税の還付申告の人は、本人名義の預金口座番号控え
- 所得税が発生する人で、口座振替を希望する場合は口座の届け出印鑑

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線131・134・135)

所得税確定申告・町県民税申告の特設相談会場について

所得税確定申告について

来場者の集中による混雑緩和のため、須恵町役場での申告相談は
インターネットや電話による「事前予約」が必要です

【事前予約方法】

①インターネット予約

右のQRコードを読み取り、専用サイトから予約してください。

※操作方法がわからない人は、税務課へお問い合わせください。

※申告日当日は、予約時に案内する確認事項を十分確認のうえ、ご来場ください。



②電話予約

以下の予約専用のコールセンターへお電話ください。

☎ **092-957-0033** ※通話料が発生しますので予めご了承ください。

受付時間：9時～17時 ※土日祝日は繋がりにません。

※電話予約はコールセンターのみで受け付けします。

※電話回線が混み合うことが予想されますので、インターネットでの予約をお勧めします。

※申告者(納税義務者)の氏名や収入内容、申告年分などの聞き取りを行いますので、回答の準備をお願いします。

※予約や申告に関する注意事項をお伝えしますので、事前にメモのご準備をお願いします。

▲ **整理券配布による当日受付は行いませんので、事前予約のうえ、ご来場ください。**

【予約受付日】 2月1日(水) 午前9時から開始

※予約枠がなくなり次第、須恵町役場での確定申告は受付終了となります。

※予約日時に来場されない場合はキャンセル扱いとなり、再度予約していただく必要があります。

【申告受付内容】

受付会場：須恵町役場1階 保健センター

受付時間：9時～11時40分/13時～16時20分

	一般申告	営業・不動産・農業申告
受付期間	2月16日(木)～2月28日(火)、 3月3日(金)～3月15日(水) ※土日祝日は除く	3月1日(水)・3月2日(木)
収入内容	給与・年金・個人年金・一時金など	営業・不動産・農業
注意点	営業・不動産・農業の収入が含まれる申告は受け付けることができません。	収支内訳書の作成が完了していない場合は、受け付けることができません。

※利子・配当・総合譲渡・分離課税・山林・退職の収入を含む申告や、青色申告、住宅借入金等特別控除を含む申告、所得税・町県民税以外の申告(消費税・相続税・贈与税など)、特殊な事例は受け付けることができません。

※申告会場への入場は、予約時間の10分前からです。

! 香椎税務署では2月8日(水)から所得税の確定申告会場が開設されます。詳細は13ページをご覧ください。

所得税の確定申告に関するお問い合わせ先 香椎税務署 ☎ 661-1031(代表)